**託児サービスの提供について**

**（１）託児サービスの利用対象者**

　次のいずれにも該当する者であること。

　イ　就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者。

　なお、就学前の児童とは、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条において定める児童のうち、就学前の児童とし、次の①、②に分類されること。

　①乳児：満1歳に満たない者

　②幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

　また、児童のうち、障害児等、特にケアが必要な児童についても、託児サービス提供機関において対応が可能な場合、受講生募集の際に周知すること。

　さらに、幼稚園に通っている児童の夏期休暇等の期間が訓練期間と重なるため、一時的に託児サービス利用対象者となる場合であって、託児サービス提供機関の対応が可能な場合は、状況に応じて利用対象者となり得る場合があるため、協議依頼書（別紙１５）により、厚生労働省に事前協議すること。

　ロ　能開施設の長又は知事が、利用希望者から提出された託児サービス利用申込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者

　なお、託児サービス利用希望者は、託児サービス利用申込書（参考様式：別紙９）を能開施設の長又は知事に提出することとするが、訓練の受講申込書と一緒に安定所において受理し能開施設の長又は知事へ取り次ぐことも可能であること。

**（２）託児サービスの内容**

　イ　託児サービスの提供内容（保育内容）

　上記（１）の利用対象者に対し、訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生労働省令第６３号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日付けこども家庭庁成育局長通知こ成保第２０６号）を満たす保育内容を提供すること。

　なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとするが、食事等の補助については、託児サービス提供機関等と協議の上、託児サービスの提供内容に含むものとするか否かを決定すること。

　また、託児サービス提供内容については、訓練開始前までに必ず書面において訓練生に周知すること。

　ロ　託児サービスの提供方法

　次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

　①　施設内託児サービス

　　委託訓練を実施する機関（以下「訓練実施場所」という。）の施設内において、委託先機関自らが又は委託により、託児サービスを提供すること。

　②　施設外託児サービス

　　訓練実施場所の施設外において、委託先機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。また、上記実施方法に加え、能開施設の長又は知事が委託により、託児サービスを提供することも可能とする。

　この場合であっても、原則として訓練生自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要があること。

　また、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合は、訓練実施場所には訓練生と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮の上、その場所まで児童の送迎を行うなど、必要に応じて対応すること。

　なお、近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

**（３）託児サービス提供機関の要件**

　次のイ～ニの基準について、いずれにも該当する機関であること。また公募する際には以下の要件を付すこと。ただし、これにより難い場合は別途協議すること。

　イ　児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

　　①　保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。）

　　②　小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

　　③　家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

　　④　幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）

　　⑤　認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）

　　⑥　一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

　ロ　託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

　ハ　児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

　ニ　イ～ハのほか、各都道府県等において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

**（４）託児サービス提供機関の選定基準**

　　託児サービス提供機関の選定に当たり、認可外保育施設指導監督基準チェック表（参考様式：別紙１０）の提出を求める等、託児サービス提供機関として適当と認められるか否かの確認を実施すること。

**（５）託児サービスに係る委託費**

　イ　委託費単価

　　託児サービスに係る委託費の単価は、個々の積み上げによる実費とし、児童１人１月当たり６６，０００円（外税）を上限とすること。また、母子家庭の母等の職業的自立促進コースにおける準備講習期間については、１日あたり３，３００円（外税）を上限とすること。

ロ　委託費の支払いに関する留意事項

　託児サービス委託費については、託児児童毎に支払われるものであり、第１章第９に

規定する「１月当たりの訓練設定時間が１００時間未満のものにあっては訓練設定時間

の割合で按分すること」及び第１章第１０（２）「委託費支払い基準」に規定する「訓練

設定時間」は適用しないこと。

　なお、訓練生が中途退校した場合、又は委託契約を解除した場合等、あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合の取り扱いについては、第１章第１０（４）に定める委託費の計算方法を準用すること。

　　また、事情により訓練生が託児サービスの利用を中止した場合の取り扱いについては、訓練開始日から１か月ごとに算定し、当該１か月間の訓練実施日数が１６日以上又は訓練実施時間が９６時間以上である場合は１か月分の額とし、それに満たない場合の取り扱いについては、第１章第１０（４）に定める委託費の計算方法を準用すること。

**（６）託児サービスの利用料**

　　受講生の託児サービスの利用料は無料とすること。

　ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、保護者（訓練生）の負担とすること。

　　また、保護者（訓練生）の負担となる実費分については、訓練開始前までに必ず書面において訓練生に周知すること。